

2025 年 4 月 1 日

一般財団法人 日本国土開発未来研究財団
2024 年度（2025 年 4 月入学）奨学生募集要項

日本国土開発未来研究財団は「もっと豊かな社会づくり」に貢献する人材育成を目指して、2024 年度（2025 年 4 月入学）奨学生を下記の通り募集致します。

1. 応募資格

以下のいずれの各項にも該当する者

- (1) 2025 年 4 月に日本国内の下記のいずれかの学校（通信教育課程及び夜間部を除く）に入学する者（科目等履修生、研究生、外国人留学生は除く）
 - ・ 高等学校
 - ・ 高等専門学校
 - ・ 大学（4 年制）
- (2) 2025 年 4 月 1 日現在、高等学校及び高等専門学校にあっては 16 歳以下、大学にあっては年齢が 20 歳以下である者
- (3) 理学、工学、農学の分野で就学している者
- (4) 人物、学業ともに優秀で、経済的な理由により就学が困難であると認められる者

2. 募集人員、給付額、給付期間・方法

奨学金は原則として返済の義務のない「給付型奨学金」となります。

在学学校	給付額(月額)	募集人員（予定）	給付期間
高等学校	20,000 円	合計約 15 名	2025 年 4 月から在学する学校の正規の最短修業年限
高等専門学校	25,000 円		
大学（4 年制）	30,000 円		

年 4 回、当月までの 3 ケ月分をまとめて給付する。

対象月	給付時期
4～6 月分	6 月 25 日
7～9 月分	9 月 25 日
10～12 月分	12 月 25 日
1～3 月分	3 月 25 日

（給付日が金融機関等の休業日の場合は、翌営業日）

※他の奨学金との併用について

併用可：①すべての貸与型奨学金制度
②公的機関の給付型奨学金制度
③在籍学校の授業減免制度

併用不可：①民間企業及び団体の給付型奨学金制度
②在籍学校の給付型奨学金制度

3. 申請期間

2025 年 4 月 1 日（火）～2025 年 5 月 15 日（木）当日消印有効

4. 応募方法

本財団のホームページから申請書をダウンロードの上、必要事項を記入し、申請書類とあわせて郵送してください。受け付けは郵送のみとなります。申請書の送付は学校単位でも個人でもどちらでも構いません。

申請時、申請者が未成年の場合は、保護者の署名が必要です。

5. 提出書類

提出書類名	備考／注意
1 奨学金給付申請書(1/2)	本財団所定様式
2 奨学金給付申請書(2/2)	本財団所定様式・推薦書兼用
3 誓約書	自署のこと
4 在学証明書(原本)	2025 年 4 月以降に在籍する学校の証明書
5 成績証明書(原本)	高校生・高等学校生：中学校卒業時の成績証明書（注） 大学生：高等学校卒業時の成績証明書 高等学校卒業程度認定試験合格者は合格成績証明書
6 所得・課税証明書又は非課税証明書(原本)	申請者と生計を一にする家族全員分（就学者を除く）の令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの所得に基づき市町村が発行した、収入及び所得控除の金額の記載のある証明書
7 住民票の写し(原本)	申請者と生計を一にする家族全員分の住民票の写し。続柄記載あり。本籍・マイナンバーの記載なし。外国籍の場合は在留資格記載のもの。発行日から 6 ヶ月以内

（注）中学 3 年次の最終成績の証明を出身中学にて受けてください。

評価形式および証明書の様式は任意です。（成績表のコピーは不可）

※上記のほか、当財団が必要と認める場合には追加の書類の提出をお願いする場合があります。

※書類不備の場合は選考いたしません。

※申請書類は黒のボールペンで記入して下さい。鉛筆、消せるボールペン等は不可。

※申請に使用された書類は当財団奨学生選考のためのみに使用し、使用後は当財団にて適切に処理致します。また申請書類は返却いたしません。

6. 提出先及び問い合わせ先

・申請書類提出

〒105-8467 東京都港区虎ノ門4丁目3-13 ヒューリック神谷町ビル5階
一般財団法人 日本国土開発未来研究財団 事務局

・問い合わせ

電話：03-6316-3798（平日午前9時から午後5時まで）

メール：akiko.chuma@n-kokudo.co.jp（担当：中馬^{チュマ}）

※書類到着に関する問い合わせには対応致しかねます。レターパック等の追跡サービスをご利用下さい。

7. 選考方法及び結果通知

提出された書類にて、当財団理事会において選考を行います。採否は6月中旬に、高等学校生および高等専門学校生は学校を通じて、大学生は本人へ通知します。なお、採否の理由については開示いたしません。

8. 採用者の手続き

採用された奨学生に対し、奨学金給付決定通知他書類一式を送付しますので、振込先情報等を記入の上、指定する期日までに返送してください。期日を過ぎた場合は採用を取り消すことがあります。

9. 奨学生の義務

奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。

(1) 奨学生は毎年度末の学業成績表、在学表明書及び生活状況報告書を所定の期日までに本財団に提出しなければならない。

(2) 次の各号の一つに該当する場合は、本財団へ直ちに届け出なければならない。

①進級できなかったとき

②休学又は復学したとき

③停学その他の処分を受けたとき

④退学したとき

⑤転籍したとき

⑥本人の氏名、住所、振込口座情報等、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき

10. 奨学金の資格喪失

次の各号の一つに該当した場合は、本財団の奨学生としての資格をいいます。

- ①進級できなかったとき
- ②休学したとき（傷病による場合を除く）
- ③停学となったとき
- ④学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑤学籍を失ったとき
- ⑥夜間、通信制等へ転籍したとき
- ⑦学生より給付辞退の申し出があったとき
- ⑧刑罰法令に違反して起訴されたとき
- ⑨反社会勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑩前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

11. その他

- ・当財団の奨学金給付は、高校、高専、大学卒業後の進路等に一切の制約を課すものではありません。
- ・申請にあたっては、当財団ホームページに掲載の奨学金規程をご一読ください。

以上

【2025年4月】 日本国土開発未来研究財団 奨学金給付申請書（1/2）

申請者	フリガナ					写真貼付 最近6ヶ月以内に 撮影の上半身正面向き 〔縦4cm×横3cm〕 裏面に氏名を記入	
	氏 名						
	生年月日	平成	年	月	日		(満 歳)
	電話番号						
	住 所	〒					
	在学学校名	立	大学 高等専門学校 高等学校	学部 学科			
	卒業校名	立	高等専門学校 高等学校 中学校	学部 学科			

申請者が高等学校生、高等専門学校生の場合は、以下に保護者の署名、捺印が必要です。

保護者	フリガナ			本人との続柄
	氏 名	①		
	住 所・電話番号 (申請者と異なる場合)	〒		

家族及び家計の状況		続柄	氏 名	年齢	同・別居	職 業	収入区分	税込年収
同居家族及び 生計を一にする 別居家族					同居・別居			万円
					同居・別居			万円
					同居・別居			万円
					同居・別居			万円
					同居・別居			万円
					同居・別居			万円
					同居・別居			万円
					同居・別居			万円

※奨学生本人からみた同居家族、および生計を一にする別居家族の全員を記入してください。

※収入区分欄：給与、自営、年金他のいずれかを記載してください。（収入がない場合は空欄）

※就学している場合は職業欄に幼保・小・中・高・大等のの学校区分を記入してください

奨学金	今までの奨学金の受給実績	有（ ） ・ 無
	今後の本財団以外の奨学金の利用	有（ ） ・ 無

※今後申請する予定がある場合は（予定）として記入してください。

特記事項	

※当財団奨学金を申請するにあたって特別に伝えたいことがあれば記入してください。なければ空欄で構いません。

※記載された内容によっては別途資料の提出をお願いする場合があります。

日本国土開発未来研究財団 奨学金給付申請書 (2/2)

①、②とも申請者本人が記入してください。

①将来の夢や目標について記入して下さい。

②近況について記入して下さい。

上記給付希望者は、貴財団の奨学生受給資格に該当する者と認め、推薦します。

年 月 日

一般財団法人日本国土開発未来研究財団 御中

学校長(学部長) 氏名

㊞

(在籍校連絡先)

〒

電話：

ご担当：

一般財団法人 日本国土開発未来研究財団 御中

1. 私は「一般財団法人 日本国土開発未来研究財団 2024年度（2025年4月入学）奨学生募集要項」及び「一般財団法人日本国土開発未来研究財団 給付型奨学金規程」の記載事項に同意します。

2. 選考書類に記載された事項は事実と相違ありません。

3. 私は、選考結果の如何に係わらず、審査内容及びその結果について不服、あるいは異議申し立てをいたしません。

4. 私と、生計を一にする保護者及び、三親等以内の親族は、暴力団、暴力団関係者、その他これらに準ずる反社会勢力の構成員ではありません。

以上、相違ありません。

年 月 日

申請者(自署押印)

⑨

奨学金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本国土開発未来研究財団(以下「本財団」という。)の定款第4条第1項第4号に基づき、学生及び生徒に対する学資金の給与事業の細則について定め、本給与事業を円滑に進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程では、学資金の支給を受ける学生及び生徒を奨学生といい、給付する学資金を奨学金という。

(奨学生の資格)

第3条 本財団の奨学生となる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 国内の高等学校、高等専門学校、もしくは大学に在籍している者。
 - (2) 理学、工学、農学の分野で修学している者。
 - (3) 人物、学業ともに優秀で、経済的な理由により修学が困難であると認められる者。
- 2 前項の奨学生には、科目等履修生、研究生、外国人留学生は含まない。

(奨学金の給与期間及び金額)

第4条 奨学金を給与する期間は正規の最短修業年限とする。

2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次の通りとする。

- (1) 高等学校生 月額 20,000円
- (2) 高等専門学校生 月額 25,000円
- (3) 大学生 月額 30,000円

3 奨学金は、原則として返済の義務を負わない。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生募集要項)

第5条 奨学生募集にあたっては、事前に奨学生募集要項を作成し、本財団の理事会にて決議しなければならない。

2 奨学生募集要項には、次の各号に規定する内容を記載しなければならない。

- (1) 応募資格
- (2) 募集人員、給付額、給付期間
- (3) 応募方法
- (4) 提出書類
- (5) 募集期間
- (6) 選考方法と結果通知
- (7) 奨学金給付方法

(8) 奨学生の義務及び資格喪失

(奨学生願書及び推薦書の提出)

第6条 奨学金を希望する者(以下「申請人」という。)は、以下の書類を本財団宛に提出するものとする。

- (1) 奨学金給付申請書(1/2) (本財団所定様式)
- (2) 奨学金給付申請書(2/2) (本財団所定様式、推薦書兼用)
- (3) 誓約書
- (4) 在学証明書(原本)
- (5) 前年度成績証明書(中学又は高校卒業時の成績証明書)(原本)
- (6) 前年度の所得・課税証明書(奨学金志願者と生計を一にする就学者を除く家族全員分)(原本)
- (7) 奨学金志願者と生計を一にする家族全員分の住民票の写し(原本)(発行日から6ヶ月以内、本籍・続柄記載あり、マイナンバー記載なし)
- (8) その他本財団が必要と認める書類

(奨学生の採用)

第7条 奨学生の採用は本財団事務局による書類審査の後、本財団の理事会の決議にて決定する。

2 前項の規定により奨学生を決定した時は、速やかにその旨を申請人に通知する。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は一定日に3ヶ月分をまとめて交付するものとし、特別の事情がある時は、3ヶ月以上の分を併せて交付することもできる。

(奨学金の額及び給付人数)

第9条 奨学金の給付額は原則として、一人当たり年間40万円以内とする。

2 奨学金の年間資金総額は2,000万円以内とする。

3 給付人数は、年間80名以内とする。

(奨学金受領書の提出)

第10条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度、直ちに奨学金受領書を本財団宛に提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第11条 奨学生は毎年度末の学業成績表、在学表明書及び生活状況報告書を所定の期日までに本財団宛に提出しなければならない。

(異動届出)

第12条 奨学生は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 進級できなかったとき
- (2) 休学又は復学したとき
- (3) 停学その他の処分を受けたとき
- (4) 退学したとき
- (5) 本人の氏名、住所、振込口座情報等、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第13条 奨学生が休学又は長期に亘って欠席した時は、奨学金の交付を休止する。

2 前条に記載した奨学生としての届出義務を怠った時は、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第14条 前条の規程により奨学金の交付を休止或いは停止を受けた者が、その事由が止み、在学学校長を経て願い出た場合、奨学金の交付を復活する場合がある。

(奨学生の資格喪失)

第15条 次の各号の一つに該当した場合は、当財団の奨学生としての資格を失う。

- (1) 進級できなかったとき
- (2) 休学したとき（傷病による場合を除く）
- (3) 停学となったとき
- (4) 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- (5) 学籍を失ったとき
- (6) 奨学生より給付辞退の申し出があったとき
- (7) 刑罰法令に違反して起訴されたとき
- (8) 反社会勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- (9) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

第1条 この規程は、2019年10月1日から施行する。

第2条 2021年2月1日改訂

一般財団法人 日本国土開発未来研究財団

以下の「よくあるご質問」もご参考ください。

Q1.学校入学前に応募できますか。

A1.新1年生となる学校の在学証明書(原本)が必要となるため、入学前の応募はできません。

Q2.今春2年生に進級しますが、応募できますか。

A2.応募できません。今年4月に入学する新1年生だけが対象となります。

Q3.採用に際して、面接はありますか。

A3.ありません。

Q4.応募書類を学校でまとめて送付することはできますか。

A4.高等学校、高等専門学校の学生、生徒が応募する場合は、個人での応募、学校単位での応募のどちらでも構いません。

Q5.採択結果の通知は申請者個人に通知されますか。

A5.高等学校、高等専門学校の学生、生徒への結果は学校を通じて通知します。

Q6.推薦書は誰からの推薦が必要ですか。

A6.高校・高専は学校長の推薦が必要となります。

Q7.成績証明書はどのようなものが必要ですか。

A7.高等学校生・高等専門学校生は出身中学が発行した3年次の最終成績証明書が必要です。
評価形式、様式は任意です。成績表のコピー、内申書・調査書等のコピーは不可です。

Q8.所得証明書は全員必要ですか。

A8.15歳以上で就学していない同居家族及び生計を一にする別居家族の全員についてご提出ください。

収入がない場合も所得課税証明書をご提出ください。

Q9.奨学生に採用された場合、給付された奨学金の返済義務はありますか。

A9.本財団の奨学金は給与制の奨学金ですので、返済義務はありません。但し、募集要項にも掲載の通り、虚偽の申告や各種義務違反や学業成績、生活状況に著しい変化があり、それが悪質と認められる場合は、本奨学金の返還を求める場合もあります。

Q10.奨学生に採用された場合、どんな義務が生じますか。

A10.毎年、本財団が定める生活状況報告書、直近の学業成績表及び在学証明書(年次記録あり)を4月末までに本財団宛に提出しなければなりません。

Q11.奨学金の給付を受けた場合、学校卒業後の進路に制限がかかりますか。

A11.制限はありません。当財団の奨学金の給付を受けても、卒業後に特定の企業や団体で働く等の制限は一切設けません。

Q12.海外留学します。奨学金は打ち切られますか。

A12.個別に対応します。財団までご連絡ください。

Q13.傷病によって、やむ無く休学します。その場合でも、奨学金は打ち切りとなりますか。

A13.診断書をご提出頂いた上で、諸事情を考慮して最終的に判断致します。

Q14.奨学金の受給中に別の学校に/同じ大学の別な学部へ編入・転入した場合、奨学金は打ち切られますか。また、同じ大学の別の学部(学科・コース)に転部した場合は、どうですか。

A14.個別に対応します。財団までご連絡ください。

Q15.住所等に変更が生じた場合はどうすればよいですか。

A15.速やかに財団までご連絡ください。

Q16.成績が下がってしまいました。奨学金の減額や停止はありますか。

A16.成績が下がっただけで減額や停止は行いませんが、著しく悪化した場合や改善されない場合、奨学金給付の停止や資格喪失の検討を行うこともありますので、ご注意下さい。

ご質問は「[お問い合わせフォーム](#)」よりご連絡ください